

平成 30 年 度 中 級 障 が い 者 ス ポ ー ツ 指 導 員 養 成 講 習 会 (3) 開 催 要 項

1. 目 的 障がい者のスポーツ振興にともない、様々な面でより専門的な知識を持ち、指導のできる指導者が望まれている。本講習会はすでに公的な資格を持ち、活動しているスポーツ指導員を対象として、その専門性を即戦力として障がい者のスポーツの普及、推進に活かすために開催する。
2. 主 催 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
3. 後 援 公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人東京都障害者スポーツ協会
4. 協 力 東京都障害者総合スポーツセンター
障がい者スポーツ指導者協議会 関東ブロック
東京都障害者スポーツ指導者協議会
5. 期 間 平成 31 年 1 月 11 日 (金) ～14 日 (月・祝)
6. 会 場 ◆東京都障害者総合スポーツセンター
〒114-0033 東京都北区十条台 1-2-2
Tel 03-3907-5631 Fax 03-3907-5613
HP アド以 <http://www.tokyo-mscd.com/>
7. 講 習 内 容 21 時間の講義と 8 時間の実技を実施する。
また、講習後に活動実績報告レポートを提出し、全課程の修了とする。

<講義>

①障がい各論 (11.5h以上)
②障がい者スポーツ概論 (1.5h)
③全国障害者スポーツ大会の概要 (1.5h)
④義肢装具の理解 (1.5h)
⑤地域での障がい者スポーツの取り組み (4h)
⑥障がい者にとってのスポーツの価値 (1h)

<実技>

①車いすとスポーツ (2h)
②視覚障がい者とスポーツ (2h)
③脳原性麻痺者とスポーツ (2h)
④障がい特性に応じた水泳への導入法 (2h)

<活動実績報告>

レポート提出

8. 受講対象者
公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者のうち、以下の資格保有者で、初期登録から 3 年以上経過している者。
指導員、コーチ、教師、上級指導員、上級コーチ、上級教師、ジュニアスポーツ指導員、フィットネストレーナー、スポーツプログラマー、スポーツライター、スポーツディレクター、アスレチックトレーナー、スポーツ栄養士、クラブマネージャー、アシスタントマネージャー
9. 定 員 40 名 (定員を超えた場合は、抽選といたします)
10. 受講料 16,000 円 受講料は初日受付にてお支払いください。

1 1. 申込み・問合せ

所定の受講申込書に記入のうえ、下記あて先まで郵送またはメールで申込みを行なう（FAX は不可）。
※メールでの申込みをされる方は必ず Word 形式でお送りください。
※メール申込は、申込後 5 日以内に事務局より受信確認のメールを送ります。メールが届かない場合はご連絡ください。
※メール件名を「H30 年度中級講習会 3 東京 申込み」としてお送りください。

申込期間：平成 30 年 10 月 22 日（月）～11 月 16 日（金）〈必着〉

◆申込み・問合せ先：公益財団法人日本障がい者スポーツ協会 スポーツ推進部 山下・富永
〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 2-13-6 ユニゾ水天宮ビル 3F
TEL：（部直通）03-5695-5420 FAX：03-5641-1213
E-mail：koshu-entry@jsad.or.jp

1 2. 受講者の決定

- 1) 申込用紙に記載された内容及び活動実績を確認し、受講者を決定する。
ただし、定員を超えた場合には抽選を行う。
- 2) 受講の可否については、本人宛に通知する（申込み締切り後、14 日以内に郵送）
※申込み締め切りより 3 週間を超えて通知が届かない場合は必ず事務局までご連絡ください

1 3. テキストについて

以下の指定されたテキストを使用するので個人で事前に準備するか、当日受付にて購入すること。

- ① 新版 障がい者スポーツ指導教本 初級・中級 2,500 円（税込み）
 - ② 全国障害者スポーツ大会競技規則集（平成 30 年度版） 1,000 円（税込み）
- ※金額は当日購入した場合です。※個人で事前に準備する場合、購入方法は当協会HPでもご案内しています。
(<http://www.jsad.or.jp/training/order.html>)

1 4. 傷害保険の加入について

講習期間中の受講者に対し、主催者にて傷害保険に一括加入する（保険内容は、死亡・後遺障害 1,000 万円、入院日額 5,000 円、通院日額 3,000 円）。これ以上の補償を望む場合には各自で別途保険に加入すること。講習会参加にあたり自己の責任において健康と安全に十分留意すること。

1 5. 個人情報の取扱いについて

主催者は個人情報保護に関する法令に遵守し、主催者が定める「個人情報保護規定」に基づき取り扱う。なお、取得した個人情報は、本講習会関係資料の送付および本事業を実施する際に利用し、これ以外の目的に個人情報を利用する場合は、その旨明示し了解を得るものとする。

1 6. 中級障がい者スポーツ指導員の資格申請について

資格申請は、講習後に活動実績レポートを提出し、所定の申請書類の提出と資格申請費用（認定料・申請料 5,500 円、登録料 3,800 円の計 9,300 円）の納入をもって完了する（資格認定日は次年度 4 月 1 日付で登録）。詳細については、別途、修了者個々に通知する。

1 7. その他

- ・講習期間中、受講者としてふさわしくない行為があったと認められる場合は、受講が取り消される。
- ・講習開始時刻より 10 分以上の遅刻は、欠席扱いになるので十分に注意すること。なお、公共交通機関の乱れや遅れが生じた場合は、「遅延証明書」を必ず持参し事務局に申し出ること。
- ・講習会には実技が含まれるため、内容に応じてスポーツウェア、シューズ、水着等を用意すること。（実施する講習内容や準備物については、受講の決定を通知する際に事務局より連絡する）
- ・手話通訳が必要な場合は、その旨を申込書に記載すること。但し、講習 1 週間前からのキャンセルはキャンセル料を徴収する。
- ・宿泊については、各自で手配すること。
- ・講習会場の駐車場には限りがあるため、できる限り公共の交通機関を使用すること。
- ・修了者には、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会会長名の修了証を授与する。